事業番号　0050

行政事業レビューシート　（ 法 務 省 ）

予算事業名	保護観察の実施	事業開始年度	―	作成責任者
担当部局庁	保護局	担当課室	観察課	蛯原　正敏
会計区分	一般会計	上位政策	更生保護活動の適切な実施	
根拠法令（具体的な条項も記載）	更生保護法（平成19年法律第88号）第29条第1号ほか	関係する計画、通知等	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等	

事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）

犯罪をした者及び非行のある少年の再犯・再非行防止と改善更生を図り，もって社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進するため，社会内において適切な処遇を行うことを目的としている。

事業概要（5行程度以内。別添可）

矯正施設被収容者の釈放後の生活環境を調整し，その円滑な社会復帰に資するとともに，仮釈放者等の保護観察対象者が実社会の中で改善更生できるように，国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を行うもの。また，保護観察対象者や更生緊急保護の対象となる者に対し保護等が必要な場合の応急の救護等及び更生緊急保護や，恩赦の上申等を実施するもの。
（別添参照）

実施状況

家庭裁判所で保護観察に付された少年，少年院からの仮退院を許された者，刑事施設からの仮釈放を許された者，裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者等に対する保護観察等が実施されている。
また，本事業の大部分は，国と民間（約5万人の保護司，約100の更生保護施設を設置する更生保護法人等）との協働により実施されている。
平成21年の実施件数（開始等）は，生活環境の調整の実施46，475件，保護観察の実施48，456件，更生緊急保護の申出14，924件等であった（速報値）。また，平成21年度の更生保護施設の収容保護実績（延べ人員）は，624，039人であった。

予算の状況（単位:百万円）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
予算額（補正後）	8,990	9,042	10,066	10,272	11,930
執行額	－	－	9,090		
執行率	－	－	90.3%		
総事業費（執行ベース）	－	－	－		

自己点検

支出先・使途の把握水準・状況

本省支出案件については支出先等を直接把握しており，各更生保護官署の支出案件については，各官署において支出先等を把握している。また，各官署の支出実績を各種報告により集約するなどし，本事業に係る経費の把握に努めている。
さらに，日々の業務遂行における各官署との連絡・連携，会同等における各官署からの実施状況の報告，監査及び各種統計に基づく確認等により本事業の実施状況の把握に取り組んでいる。

見直しの余地

本事業については，職員の出張頻度や物品の調達数量等について，更に精査し，見直しを図る。
また，本事業の予算執行に当たっては，地方更生保護委員会による一括調達を進めるとともに，旅行パックを使用した出張の実施等に努めているところであり，同取組を更に推進することによって，一層の経費縮減を図れるよう努める。

予算チームの所見（予算監視・効率化）

一部改善
（保護観察処遇用の備品等について，事業計画年数を見直すなどして経費の削減を図るべきである。また，協議会の実施回数を見直すとともに，旅費業務に関する標準マニュアルを着実に実施し，旅費の縮減を図るべきである。）

補記

資金の流れ（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）（単位:百万円）

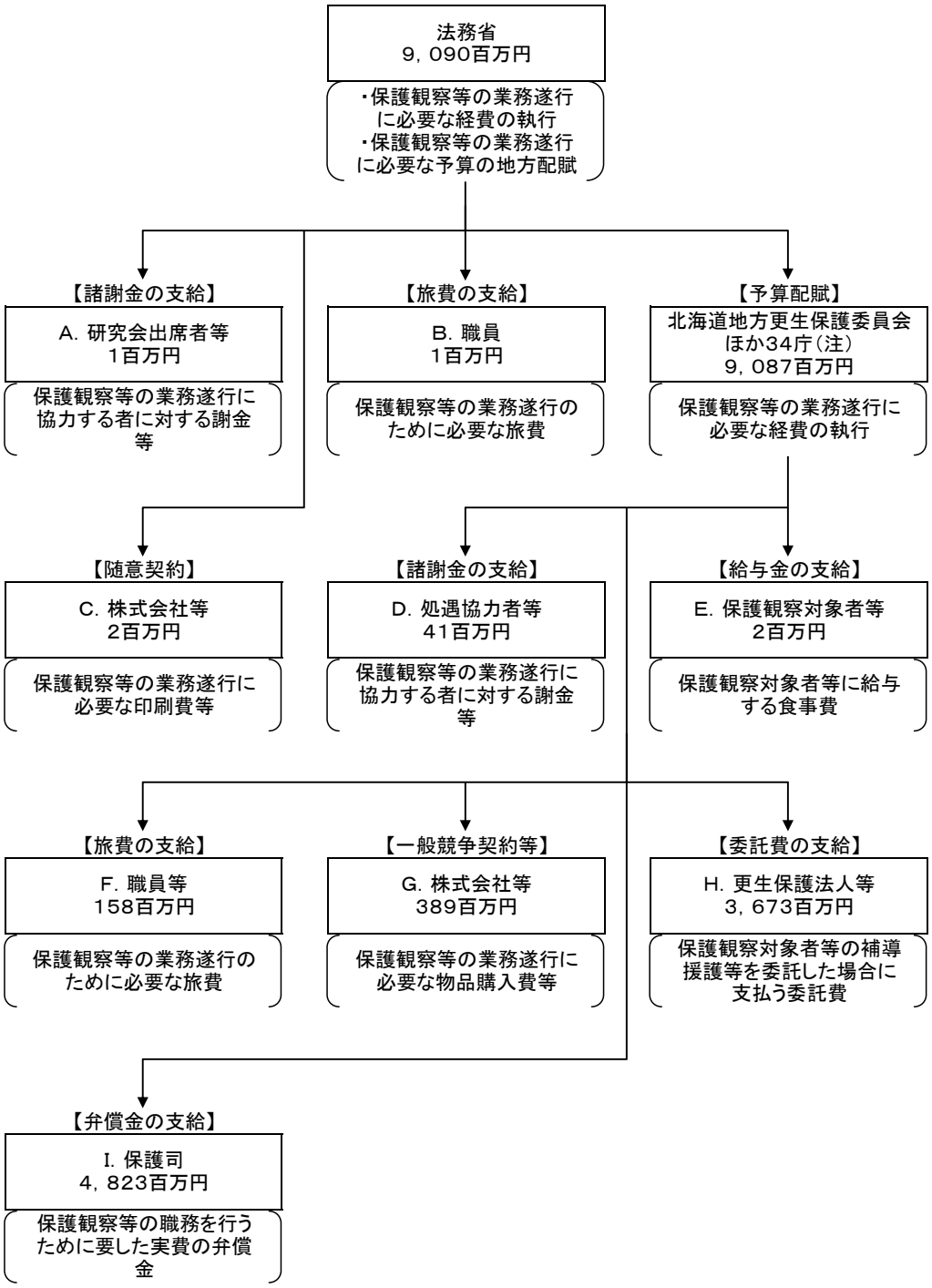

（注）1　端数処理の関係から，一部整合しない場合がある。また，他頁の表とも，端数処理の関係から一部整合しない場合がある。

2　地方更生保護委員会において管内所在の保護観察所の会計業務を行っている場合は，地方更生保護委員会に予算を配賦している。

（ Ａ 別 紙 ）

支　　出　　先	支　　出　　内　　容	金額（百万円）
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.1
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.1
税務署	所得税納付	0.1
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.0
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.0
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.0
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.0
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.0
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.0
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.0

（ Ｃ 別 紙 ）

契 約 の 種 類	支　　出　　先	主　な　契　約　内　容	金額（百万円）
随意契約	株式会社キタジマ	研修教材「更生保護」印刷	1
随意契約	日本トライリンガル株式会社	保護観察等説明書翻訳	1
随意契約	株式会社プライムステーション	恩赦上申事務のポイント（検察庁版）印刷	0.3
随意契約	ヨシダ印刷株式会社	保護観察官パンフレット印刷	0.1
随意契約	株式会社文祥堂	両開き書庫購入	0.1

（ Ｄ 別 紙 ）

支　　出　　先	支　　出　　内　　容	金額（百万円）
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	1
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	1
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.4
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.3
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.3
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.3
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.3
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.3
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.2
個人	保護観察等の協力者に対する謝金	0.2

（ Ｅ 別 紙 ）

支　　出　　先	支　　出　　内　　容	金額（百万円）
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0
個人	保護観察対象者等に対する食事費の給与	0.0

（ Ｇ 別 紙 ）

契 約 の 種 類	支　　出　　先	主　な　契　約　内　容	金額（百万円）
一般競争契約	株式会社サンポー	会議用テーブル・椅子等購入	16
一般競争契約	デュプロ万博株式会社	オフィス家具購入	9
随意契約	株式会社日興商会	文具類等購入	4
随意契約	郵便事業株式会社	後納郵便料	3
一般競争契約	フジタ株式会社	オフィス家具購入	3
随意契約	東日本電信電話株式会社	事務所用電話使用料	3
一般競争契約	リコーリース株式会社	複写機リース	3
随意契約	株式会社原誠文堂	キャビネット等購入	2
一般競争契約	株式会社ムトーセーフ	事務机購入	2
一般競争契約	株式会社F-Power	電気の需給	2

（ Ｈ 別 紙 ）

支出先	支出内容	金額（百万円）
更生保護法人 東京実華道場	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	122
更生保護法人 静修会	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	106
更生保護法人 大谷染香苑	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	77
更生保護法人 日新協会	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	61
更生保護法人 盟親	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	61
更生保護法人 ウィズ広島	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	59
更生保護法人 千葉県帰性会	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	57
更生保護法人 川崎自立会	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	56
更生保護法人 札幌大化院	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	55
更生保護法人 清和会	保護観察対象者等の補導援護等の委託費	53

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載）

A.個人

費 目	使 途	金 額（百万円）
諸謝金	更生保護処遇プログラム研究会出席謝金	0.1
計		0

E.個人

費 目	使 途	金 額（百万円）
給与金	食事費給与金	0.0
計		0

B.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

F.

費 目	使 途	金 額（百万円）
計		0

C.株式会社キタジマ

費 目	使 途	金 額（百万円）
印刷費	研修教材「更生保護」印刷費	1
計		1

G.株式会社サンポー

費 目	使 途	金 額（百万円）
物品購入費	会議用テーブル・椅子等購入費	16
計		16

D.個人

費 目	使 途	金 額（百万円）
諸謝金	処遇協力謝金	1
計		1

H.更生保護法人東京実華道場

費 目	使 途	金 額（百万円）
委託費	補導援護費	3
委託費	宿泊費	5
委託費	食事付宿泊費	26
委託費	委託事務費	88
計		122

保護観察

●保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人がその対象となります。

号　種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

1号観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

●保護観察の流れ

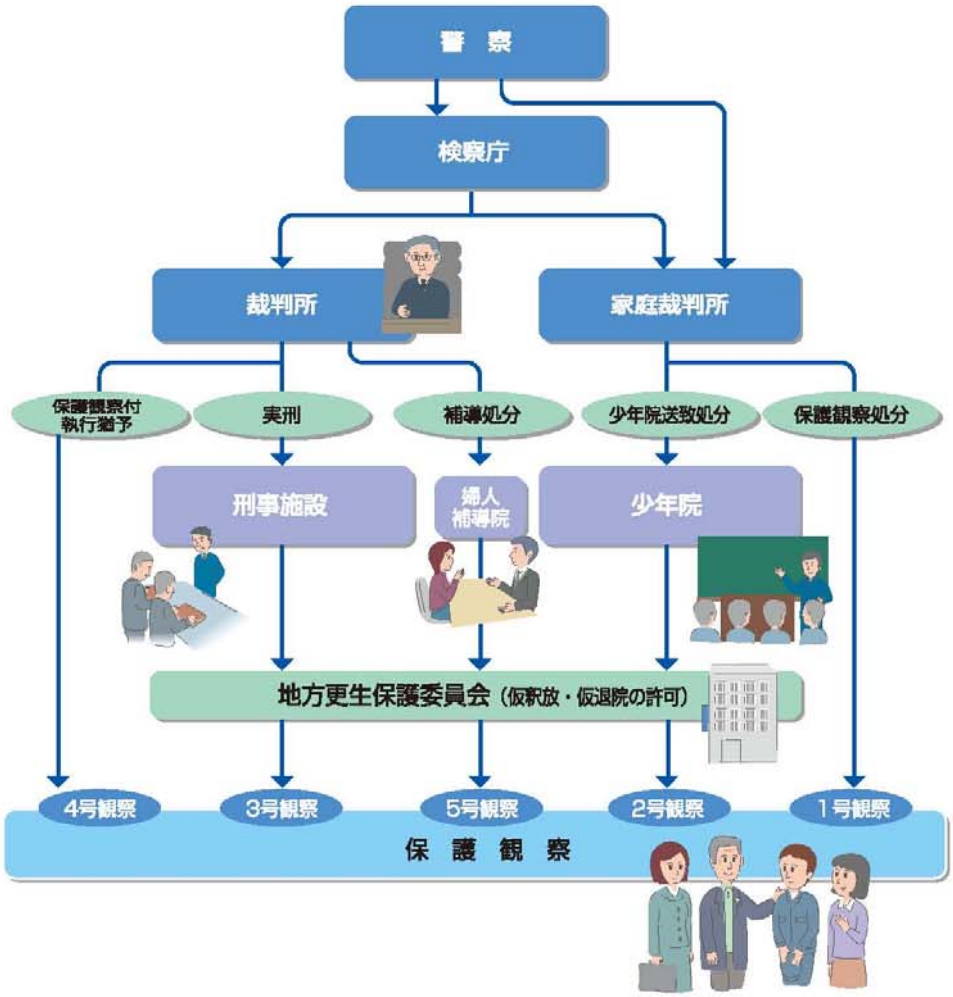

●保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。

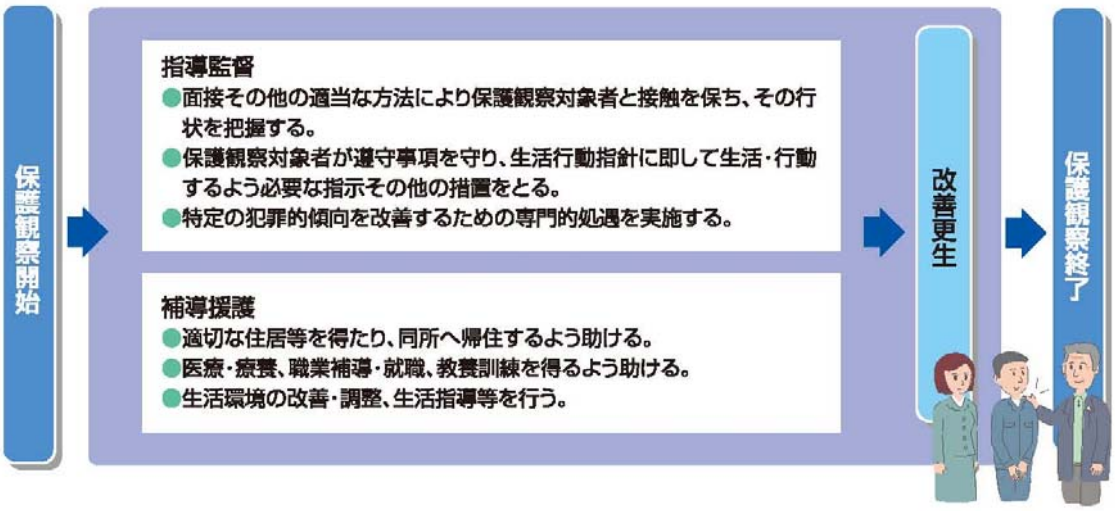

応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種別	対象	期間	措置の内容
応急の救護等	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	・食事又は食費の給与 ・医療及び療養の援助 ・帰住の援助 ・金品の給貸与 ・宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・就職の援助や健全な社会生活を営む（適応する）ために必要な指導助言の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調査・調整し、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。

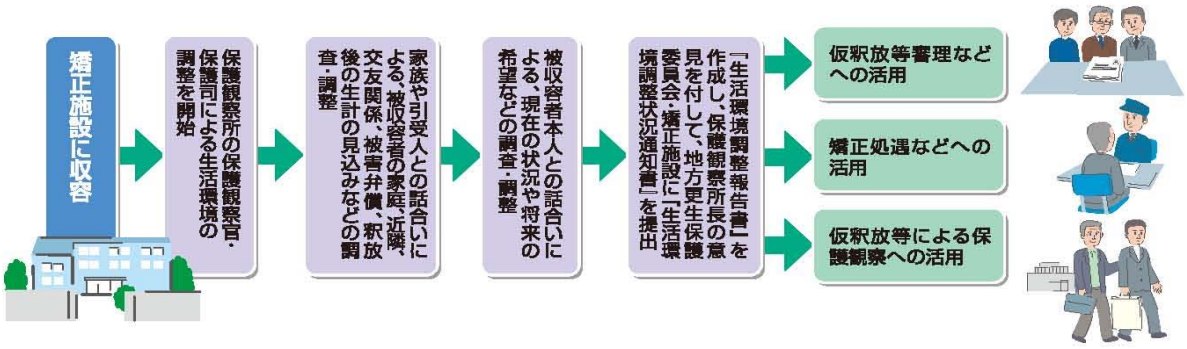

恩赦

恩赦とは、行政権によって、①国の刑罰権を消滅させ、②裁判の内容を変更し、又は③裁判の効力を変更若しくは消滅させることで、政令によって一律に行われる政令恩赦と、特定の者に対して個別に行われる個別恩赦に大別されます。

更生保護において重要なのは、犯罪をした人たちの改善更生の程度や被害者の感情などをみて、刑事政策的に残刑の執行を免除したり、資格を回復する個別恩赦です。個別恩赦は、中央更生保護審査会が、主に保護観察所の長の上申を受けて審査します。恩赦相当とされた場合、同審査会が法務大臣に申出を行い、内閣が決定、天皇がこれを認証することになります。

更生保護を支える民間ボランティア・施設・団体

保護司

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約5万人が活動しています。

身分

保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。

任期と定年

保護司の任期は2年ですが、再任されることができます。ただし、再任は76歳未満までとされています。

具備条件

保護司には、次の条件をすべて備えていることが必要とされます。
①社会的信望、②熱意と時間的余裕、③生活の安定、④健康

更生保護施設

更生保護施設は、刑務所出所者や保護観察を受けている人などのうち、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けしています。現在、全国に104施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。

近年、更生保護施設では、処遇の充実に取り組んでおり、対人関係を円滑にするための「SST（Social Skills Training:社会生活技能訓練）」、飲酒や覚せい剤使用の問題を改善する教育プログラムなどを行っている施設もあります。また、地域の住民の方々との交流も大切にしています。

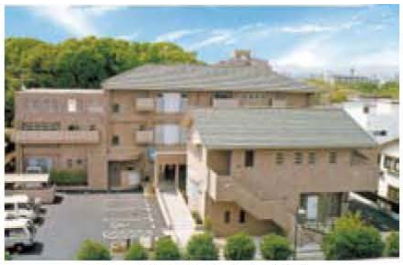

ある更生保護施設の外観

SSTセッションの様子

居室の例